

令和8年度 第2回 京都地方最低賃金審議会

令和8年7月30日（木） 午前9時00分～午前11時20分

京都労働局 6階会議室

●労側、■使側、☆公益、◇意見発表者、○事務局等

（開始）

○小見賃金室長

これから第2回京都地方最低賃金審議会が開催されますが、開催に先立ち、事務局からのご連絡です。

会議は公開となっており、本日、8名の方が傍聴されております。

また、取材のため報道機関の方がお見えです。

○小見賃金室長

それでは、開会させていただきます。

只今から、令和8年度第2回京都地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料は、令和8年度特定（業種別）最低賃金の意向表明関係資料と、それ以外の資料からなる「提出資料」と、審議の参考としていただくために事務局から審議会に提出した「参考資料」、そして、目安答申に係る資料として配布した「机上配付資料」とに分けてお配りをしております。

提出資料から確認をさせていただきます。

まず、令和8年度特定（業種別）最低賃金の意向表明関係の資料についてです。

1 ページに資料ナンバー1として「令和8年度特定（産業別）最低賃金の改正・新設に関する申出一覧表」、2 ページに資料ナンバー2として「京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金改正申出書（写）」、4 ページに資料ナンバー3として「京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業の最低賃金改正申出書（写）」、6 ページに資料ナンバー4として「京都府自動車（新車）小売業の最低賃金改正申出書（写）」、8 ページに資料ナンバー5として「京都府百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金新設申出書（写）」、9 ページに資料ナンバー6として「京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金新設申出書（写）」、そして10 ページに資料

ナンバー 7 として「京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンター最低賃金新設申出書（写）」となります。

次に、その他の資料となります。

11 ページに資料ナンバー 8 として「令和 8 年度京都府最低賃金専門部会委員名簿」、12 ページに資料ナンバー 9 として京都弁護士会からの「意見発表届（写）」、15 ページに資料ナンバー 10 として京都地方労働組合総評議会事務局長からの「意見発表届（写）」、24 ページに資料ナンバー 11 として京都地方労働組合総評議会女性部長からの「意見発表届（写）」、29 ページに資料ナンバー 12 としてユニオンネットワーク京都からの「署名」、31 ページに資料ナンバー 13 として京都地方労働組合総合評議会からの「署名」、35 ページに資料ナンバー 14 として一般社団法人京都府タクシー協会からの「地域別最低賃金額改定の目安額審議について（要望）」、そして 37 ページに資料ナンバー 15 として京都市弁護士会からの「最低賃金額の全国平均 1,500 円の実現時期を先延ばしにすることに抗議し 2020 年代との目標の堅持を求める会長声明」となります。

次に、事務局から提出いたしました参考資料について確認をさせていただきます。

1 ページに資料ナンバー 1 として「日本における最低賃金の引上げが雇用に与える影響」、16 ページに資料ナンバー 2 として「最低賃金労働者の属性と最低賃金引上げの雇用への影響」、30 ページに資料ナンバー 3 として「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」、56 ページに資料ナンバー 4 として「最低賃金に関する調査研究」、81 ページに資料ナンバー 5 として「令和 8 年春季各機関別賃上げ集計状況」、83 ページに資料ナンバー 6 として「消費者物価指数（頻繁に購入する品目類似）」、84 ページに資料ナンバー 7 として「消費者物価指数（京都市「食品」）」、85 ページに資料ナンバー 8 として「令和 8 年賃金改定状況調査結果」、中央最低賃金審議会の資料です。97 ページに資料ナンバー 9 として「主要統計資料」（中央最低賃金審議会資料）、118 ページに資料ナンバー 10 として「委員からの追加要望資料」（中央最低賃金審議会資料）、146 ページに資料ナンバー 11 として「景気ウォッチャー」、そして 184 ページに資料ナンバー 12 として「管内企業短期経済観測調査結果（2026 年 6 月調査）（日本銀行京都支店）」となります。

続きまして、事務局から机上配付いたしました机上配付資料をご確認させていただきます。

資料ナンバー 1 として「令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」、資料ナンバー 2 として「日本成長戦略」、資料ナンバー 3 として「経済財政運営と改革の基本方針 2026」となります。

資料に不足はございませんでしょうか。

それでは次に、本日の出席状況についてご報告いたします。

公益代表委員 5 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 3 名、総数 12 名の委員の方が出席されておりますので、最低賃金審議令第 5 条第 2 項の委員の 3 分の 2 以上、各関係委員の 3 分の 1 以上の要件を満たしており、本審議会は無効に成立していることをご報告いたします。

■沼田委員

今、出席状況をご説明いただいたのですが、欠席の方の連絡は何か入っているのでしょうか。

○小見賃金室長

連絡はございません。深沢委員は欠席ということで聞いておりますが、石垣委員から連絡は受けておりません。

■沼田委員

そちら（労側委員）の七里さんは。

○小見賃金室長

こちらには（連絡は）何もないです。

●大西（稔）委員

欠席で聞いています。

○小見賃金室長

欠席とのことでした。

■沼田委員

では、2 名は欠席という連絡が入っている、1 名はまだ連絡が入っていない状況だということですね。

○小見賃金室長

はい。

■沼田委員

一応、定数は。

○小見賃金室長

満たしております。

■沼田委員

ですので、開会ということですね、わかりました。

連絡が入っていない方から連絡が入ったら、またこちらのほうにも知らせてください。

○小見賃金室長

はい、承知いたしました。

■沼田委員

今、連絡はしていただいているのでしょうか。

○西川賃金指導官

今、待っているところですので、直接はご連絡していないのです。

■沼田委員

連絡先がわからないのですか。

○小見賃金室長

名刺がございますので、連絡を取ることはできます。

■沼田委員

ちょっと連絡していただけますか。お願いします。

○小見賃金室長

それでは、審議に移らせていただきます。

以後の議事進行については、岩永会長にお願いいたします。

☆岩永会長

皆様、ご多用の中、お集まりいただきありがとうございます。

早速でございますが、お手元の次第に沿って審議を進めてまいりたいと存じます。

最初の議題は、特定（産業別）最低賃金の改正・決定の必要性の有無についてです。

事務局から説明をお願いします。

○小見賃金室長

はい。それでは説明をさせていただきます。

特定（産業別）最低賃金の決定等に関する手続きについて、説明いたします。

新たに特定（産業別）最低賃金を決定する場合や現に適用されている特定（産業別）最低賃金の改正または廃止をしようとする場合、まず、関係労使の代表者が都道府県労働局長に申し出ることになります。

その申出を受けて、都道府県労働局長は、必要がある場合には、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聞いて、当該申出に係る特定（産業別）最低賃金の改正、新設、もしくは廃止の決定をすることとなります。

これが特定（産業別）最低賃金の決定等に関する手続きの流れになります。

1 ページの資料ナンバー 1 をご覧ください。配布資料のほうでございます。

これが、現在提出されている特定（産業別）最低賃金の改正・新設に関する申出の一覧表、資料ナンバー 2 から資料ナンバー 8 がその申出書となります。

本年度は、改正 3 業種と新設 3 業種の合計 6 業種に関する特定（産業別）最低賃金の決定等に関する申出がありました。

まず、現行の電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業及び自動車（新車）小売業につきましては、7 月 27 日に申出書が提出されました。資料ナンバー 2 から資料ナンバー 4 が、それになります。

これらの 3 業種のうち、電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業については、労働協約ケースとなっています。この場合の改正または廃止に関する申出の要件につきましては、昭和 61 年 2 月 14 日の中央最低賃金審議会答申の運用方針 1（1）、ロ（イ）に要件が示されており、特定（産業別）最低賃金の適用を受ける労働者のおおむね 3 分の 1 以上のものに賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合となっております。

資料ナンバー 1 をご覧ください。

電気機械器具製造業について見てみますと、京都府下における金属製品製造業の事業場で使用される労働者数は 34,440 人で、そのうち労働協約の適用労働者数が 16,635 人となっており、その比率は 48.31 パーセントとなり、3 分の 1 を上回っていますので、申出の要件を満たしております。

また、輸送用機械器具製造業につきましても、同様に 3 分の 1 を上回っており、申出の要件を満たしております。

次に、自動車（新車）小売業につきましては、公正競争ケースとなっており、申出の要件は、昭和 61 年中央最低賃金審議会答申の運用方針 1（1）、ロ（ロ）に示された、特定（産業別）最低賃金の適用を受ける労働者のおおむね 3 分 1 以

上のものの合意により行われるものとされております。

こちらについても、京都府内における自動車（新車）小売業の事業場で使用される労働者数が 5,297 人で、そのうち合意者数が 2,634 人ということでございますので、3 分の 1 を上回っており、申出の要件を満たしております。

次に、百貨店・総合スーパーマーケット、百貨店・総合スーパーマーケット・ドラッグストア、百貨店・総合スーパーマーケット・ホームセンターについて新設決定の申出がなされています。

これらの特定（産業別）最低賃金の新設に関する申出の要件につきましては、昭和 61 年の中央最低賃金審議会答申の運用方針 1（1）イ（イ）に示されており、特定（産業別）最低賃金の適用を受ける労働者の 2 分の 1 以上のものに賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合となっております。

まず、百貨店・総合スーパーマーケットについてみますと、一覧表にございますとおり、京都府内における百貨店・総合スーパーマーケットの事業場で使用される労働者数が 8871 人で、そのうち最低賃金に関する労働協約の適用労働者数が 6018 人となっておりますので、2 分の 1 を上回っておりますので、申出の要件を満たしていることとなります。

次の百貨店・総合スーパーマーケット・ドラッグストア、また百貨店・総合スーパーマーケット・ホームセンターについても、そのいずれにおいても 2 分の 1 を上回っておりますので、申出の要件を満たしております。

事務局から、申出にかかる説明については以上でございます。

☆岩永会長

ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

●■☆各側委員

（質疑なし）

☆岩永会長

それでは、先ほど事務局から説明がありました改正 3 業種と新設 3 業種の申出を踏まえまして、本日、京都労働局長から、特定（産業別）最低賃金の改正・新設決定の必要性の有無について、調査・審議を求める旨の諮問があると伺っております。

○伊勢労働局長

（諮問文読み上げ）

京労発基 0730 第 1 号

令和 8 年 7 月 30 日

京都地方最低賃金審議会 会長 岩永 昌晃 殿
京都労働局長 伊勢 久忠

京都府特定（産業別）最低賃金の改正の決定及び決定の必要性の有無について
（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下表のとおり最低賃金の改正の決定及び決定を求める申出があったので、同法第 21 条の規定により、当該最低賃金の改正の決定及び決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以下、省略します。

よろしく願います。

（伊勢労働局長から岩永会長へ、諮問文を手交）

（諮問文の写しを配布）

☆岩永会長

只今、局長から特定最低賃金について 3 業種の改正及び 3 業種の新設の必要性の有無について調査審議を求められました。

この令和 8 年度特定最低賃金の必要性審議の進め方につきましては、前回の審議会のあと、労使二者で協議を行っていただき、その内容について、私のほうに報告をいただいているところでございます。そちらについて、まずご報告させていただきます。

まず、特定最賃の審議の進め方につきましては、昨年度と同様に全員協議会にて審議を行い、必要性の有無についての決を採るということでございます。

進め方につきましても、説明させていただきます。1 点目として、全員協議会の場で双方の主張について、丁寧に議論を交わすと。特に、各業種に精通した方から、産業の実態や課題について、可能な範囲で丁寧にご回答いただけるよう働きかけるということでございます。2 点目として、議論が出尽くした時点で、労使双方に言い残したことがないかを確認をする。3 点目として、必要性の有無の採決をする前に休会し、労使個別で最終確認を行う時間をとる。4 点目として、休会をとり再開後に、業種ごとに採決するというところでございます。

そういう意味で、昨年同様の必要性有無の審議のやり方をもって、審議を行う

ということでございます。

労働者側、それで間違いございませんでしょうか。

●労働委員
(異議なし)

☆岩永会長

はい。

使用者側、間違いはございませんでしょうか。

■使側委員
(異議なし)

☆岩永会長

はい、ありがとうございます。

それでは、関係労使のイニシアティブの発揮によって設定されるという特定（産業別）最低賃金の性格から、労使協議により決定した審議方法を尊重したいと存じます。

令和８年度の特定（産業別）最低賃金の必要性審議については、全員協議会で審議を行うこととしますが、他の公益委員もご異存ございませんでしょうか。

☆公益委員
(異議なし)

☆岩永会長

はい。

それでは、今後の特定（産業別）最低賃金の必要性の有無の審議については、全員協議会で行うこととします。

皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、全員協議会の具体的な日程については、おって事務局から連絡をしていただくことにいたします。

それでは、次に議題の二つ目、令和８年度京都府最低賃金専門部会の委員の任命についてです。

事務局から説明をお願いします。

○小見賃金室長

まず、京都府最低賃金専門部会の設置についてご説明をいたします。

最低賃金法第 25 条第 2 項では、最低賃金の決定、またはその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を設けなければならないと規定されております。

先般、令和 8 年 7 月 2 日の審議会において、京都労働局長から京都地方最低賃金審議会に対し、調査審議の諮問がなされたことから、同条の規定に基づき、京都府最低賃金専門部会が設置されるとともに、委員の任命手続きが行われたものであります。

11 ページ、資料ナンバー 8 の専門部会委員名簿をご覧ください。

専門部会委員の任命につきましては、7 月 28 日付で「京都府最低賃金専門部会委員」として、京都労働局長から任命されており、本日、各委員には辞令を机上配付させていただいております。

本来なら、お一人ずつご紹介させていただくところですが、名簿をご確認いただくことで代えさせていただきます。

事務局からは、以上です。

☆岩永会長

はい。

それでは、次に議題の 3 番目に移りたいと思います。

3 番目は、京都府最低賃金の改正に係る関係労使の意見聴取についてです。

本日は、3 団体から意見発表があります。

事務局、お願いいたします。

○小見賃金室長

京都府最低賃金の改正諮問に係る意見聴取の公示を行いましたところ、3 団体から意見発表届が提出されました。

意見発表届をもとに意見発表を行っていただきますが、発表の順番は資料の順とさせていただきます。

意見発表の時間は、各団体、お一人、10 分間をお願いいたします。

発表者には、時間厳守でよろしくお願いしたいと思います。

1 分前になったところで、お声がけをさせていただきますので、必ず 10 分以内でまとめていただくようお願いいたします。

意見発表の内容についてご質問がございましたら、各発表の後をお願いいたします。

それでは、発表者 1 人目は、12 ページの資料ナンバー 9、京都弁護士会副会長の高橋弁護士です。

では、お願いいたします。

◇意見発表者 京都弁護士会 高橋

京都弁護士会、今年度、副会長を務めている高橋と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうで、京都弁護士会および京都弁護士会の労働と社会保障に関する委員会を代表しまして、意見を述べさせていただきます。

京都地方最低賃金審議会では、昨年8月、最低賃金を64円引き上げるという答申を行いました。実際にその金額で最低賃金の引上げが実施されました。

この引上げ額は、我々の把握する限り、過去最大幅であり、そして中央の最低賃金審議会が示した目安額を1円上回るものであるというふうに理解しております。

この、昨年の京都の答申および引上げの実施については、当会および当委員会としても、歓迎すべきものであると捉えております。京都の審議会の皆様のご尽力に感謝をいたします。

そうは申しまして、最低賃金の引上げに関しては、まだ不十分な部分も多いと考えておりますので、当会として、簡単に意見を述べさせていただきます。

まず1点目が地域間の格差の問題です。地域の最低賃金の高低、それと人口の増減というものには強い相関関係があるというふうに理解をしています。

最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減、あるいは経済の停滞につながっています。都市部への労働力の集中を緩和して、他の地域の労働力を確保することというのは、地域経済全体の活性化のみならず、都市部への一極集中からくる、さまざまなリスクを回避するうえでも重要だと考えております。

また、2025年の全国最低生計費試算調査、これは全国労働組合総連合が実施しているものですが、これによれば、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は都市部と地方の間で大きな差がないという分析もされています。

これらの点を踏まえると、京都も一地方都市として、最低賃金の地域間格差の是正というものに強く取り組んでいくべきであると考えています。

2点目が、最低賃金引上げの全国平均1,500円という目標の達成時期に関してです。

この点は、当会から独自に会長声明も発出いたしました。この会長声明は、資料15として添付をさせていただいております。

少なくとも発出時点で、ほかの単位会、弁護士会単位会あるいは日弁連から、これに関する意見書は多く出ていなかったというのが当会の認識です。

これは2026年の7月21日付で発出された、いわゆる骨太の方針と呼ばれる

ものに対する批判の声明になっています。その骨太の方針というものの中で、最低賃金の引上げに関して、遅くとも 2030 年代前半、できる限り早期に全国平均 1500 円を達成するということが明記されました。具体的には、これに対する点を示すものとなっております。

そもそもこの骨太の方針の前、2025 年に示された基本方針では、賃上げこそ成長戦略の要であると位置づけられ、最低賃金については 2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標を立て、そこに向かって、たゆまぬ努力を続けるとされていきました。

これを 1 年足らずの間に、あえて、遅くとも 2030 年代前半として、かつ、できる限りという文言を追加するのは、実質的には、この目標達成期限の先延ばしにはかならないと考えています。経済状況や市民の生活の状況を見ても、このような目標の緩和を正当化できる状況にはないと考えております。

また 3 点目は、最低賃金の引上げに伴う中小企業への支援策の拡充についても、お願いをしたいと考えております。

最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策については、現在、国は業務改善助成金という制度に基づく支援を実施しています。

しかし、その支援は、いまだ十分とはいえない。そして、中小企業が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行うことができるような十分な支援策となっていないとはいえないと考えております。

この件に関しましては、京都府では、京都府中小企業賃上げ実現緊急支援事業費補助金というものを創設しておられまして、最低賃金等について、一定以上の引上げを実施する事業者に対して、補助金を支出するという制度があります。これは当会としても非常に優れた政策であると考えております。

このように、企業側の視点からも最低賃金の適正な引上げを後押しするというような政策の実現を求めていると思っています。

また、これは直近のニュースですけれども、昨日、私が目にしたニュースですが、中央の最低賃金審議会が 7 月 28 日、2026 年度の最低賃金について、引上げ額の目安を全国平均 55 円とすると、そういう答申をしたという報道がありました。

この引上げ額 55 円というのは、過去最大と言われた昨年度の目安を下回っております。物価高は続いている。しかし、物価上昇率が、昨年の同時期より鈍化しているということが、この判断の基礎にあるというふうに報道ではされていきました。

しかし、物価上昇率の変動が、一般市民の生活や家計に実際に与える影響というものの間には時差、感覚差が大きいと言わざるを得ません。中央審議会の今年度の判断は、市民感覚からかい離していると、我々としては、そう評価せざるを

得ません。

京都府の最低賃金審議会におかれましては、この中央審議会の答申に過度にとらわれることなく、昨年同様、または昨年を上回る大幅な最低賃金の引上げを実現していただくように求めます。

私からの意見は以上です。

☆岩永会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの意見発表について、ご質問等はございますか。

いかがでしょうか。

ではちょっと、私から一つよろしいでしょうか。

一つ目のご主張は、地域間格差が依然として大きくて、地域間格差を是正していくべきだというふうなことでしたけれども、最低賃金を考慮するに当たっての三つの要素のうちの一つである生計費については、地域間格差がほとんど存在しないということをご提示いただきました。

京都府での最低賃金の審議におきまして、よく出てくる話としては、やはり北部と京都市のほうでだいぶ違いがあるのではないかとということがございます。

生計費につきましては、そのとおりなのかもしれないですが、残りの二つの要素ですね、賃金だとか、あるいは事業者の支払い能力のほうですね。そのあたりのところで同じなのかどうかということについて、何かご存じのことがあればお教えいただければと思います。

◇意見発表者 京都弁護士会 高橋

具体的な事情として、私のほうでその格差について把握しているところがあるわけではないですが。

☆岩永会長

はい、例えば事業者の倒産状況とか、何かそのあたりのことで、京都府北部のほうと京都市のほうではだいぶ状況が違うとか、業務などで何かご存じのことがあればお教えいただければと思ひまして。

◇意見発表者 京都弁護士会 高橋

直接の回答になるかはわかりませんが、おっしゃるとおり、最近、京都管内の企業でも倒産が相次いでいるという実態は、我々も把握をしております。ただそれは、企業の支援が足りないというところに集約するという面もあると思っております。人件費、あるいは労働者への還元が重荷になっての倒産なのかと

いうことに関しては、必ずしもそうではない事例もあると考えております。私の意見の中でも述べさせていただいたように、企業の支援というのは、当然必要だと思っております。

その中で企業の支援を拡充すると、それによって、その企業の体力に対する地域間格差をできるだけ是正していくことが裏では必要で、表向きとしては、我々はやはり、その各地域の住民、市民、労働者の皆さんの生計の格差に合わせた最低賃金の実現というものが必要だと思っていますので。

要素としては重要だと思う一方、そこを過度に、地域の地方の企業の体力に差があるからということをもって、最低賃金に格差を設けるということについては慎重であるべきだというふうに、私、個人としては思っております。

☆岩永会長

どうもありがとうございます。

他にございますか。

●■☆各側委員

(質疑なし)

☆岩永会長

無いようであれば。

どうも、ありがとうございました。

それでは次の方、お願いいたします。

○小見賃金室長

発表者二人目は、15 ページの資料ナンバー10、京都地方労働組合総評議会事務局長の柳生さんです。

では、お願いいたします。

◇意見発表者 京都総評 柳生

京都総評の柳生でございます。

はじめに、熊本地方で発生いたしました地震により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますと同時に、被災された皆様の安全と健康を心から願うとともに、一日も早い復興、復旧をお祈り申し上げます。

また本日は、貴重な意見表明の機会をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

私からは4点、申し上げます。16 ページからのところがございますので、こ

ちらをご覧くださいながら、お聞きいただければと思います。

1 点目は、京都府の最賃を時間額 2,000 円以上とすることです。また、政府がこれまで目標として掲げてきた時間額 1,500 円について、先送りすることなく、速やかに到達することです。

2 点目は、賃上げによる経済波及効果の試算結果などを踏まえ、最賃引上げを地域経済活性化の重要な戦略として位置づけ、引上げをお願いしたいということです。

3 点目は、最賃を引き上げられる環境を整備するため、生産性向上の要件が厳しく、十分に活用できていない業務改善助成金の改善を国に求めること。そして、補助金や社会保険料の事業主負担を免除、軽減など、賃上げ原資の確保に直接つながる支援制度の創設と、予算の増額を国に求めることです。

そして、4 点目は、労働者の生存権保障を第一の目的とする最賃法の主旨を踏まえて、最賃の発効日を 10 月 1 日とされたいということの以上 4 点です。

本日、冊子を付けております。先ほど弁護士会さんからも紹介されましたけれど、最低生計費試算調査に全国で取り組んでおります。一昨日の京都新聞に掲載されました中賃の目安答申に関する記事で紹介をされておりました静岡県立大学の短期大学部、中澤秀一先生（中澤秀一准教授）の監修のもとで、全国で実施をしておるところであります。

京都総評が昨年 7 月に発表した同調査、この 2018 年のものを 2025 年版にアップデートをした調査がございます。ページ数でいきますと、18 ページに、その試算結果が出ております。

その表 1 にありますように、20 代の若者が京都で一人暮らしをしながら普通に暮らすには、時給で約 1,900 円、月例給で約 28 万円必要という結果が出ておるところであります。

この本調査の物価基準は、2024 年 12 月の時点のものでありまして、その後の物価高騰を考慮すれば、現在では 2,000 円以上の水準が必要であると、私どもは考えております。

また同調査は、19 ページにいきますけれども、表 2 にございますように、全国各地で実施をされていますが、最近、公表された調査結果では、仙台市で 1,970 円、高知県で 1,944 円、東京都北区で 1,924 円という結果が出ております。

都市部では、家賃が高い一方、公共交通網が発達しているため、自家用車を保有する必要性が低く、交通費が抑えられます。それに対して地方では、家賃は比較的安いものの自家用車にかかわる費用が大きくなるため、必要生計費の総額には、都市部も地方部も大きな差がないという結果になっております。おそらく京都府内の南北間でも同様の傾向があるのではないかと考えてられます。

さらに、20 ページの表 3 をご覧ください。最賃額の地域間格差が、労働人口の異動に影響を及ぼしているとの指摘もあります。

昨年の、この京都地方最低賃金審議会の答申が、地域間格差による労働力流出への対策を中賃に求めたことは、全国一律最低賃金制度の必要性を示すものではないかと思っております。法改正による、全国一律最低賃金制度の確立が急務でございます。

併せて 21 ページの表 4 にありますように、諸外国では最賃が、日本円換算ですでに 1,500 円を超え、2,000 円を上回る水準に達している国や州もございます。この間の物価高騰から労働者の生活を守るためにも、引上げが急務であります。

今年度、京都総評は、立命館大学経済学部の橋本貴彦教授に、最賃を時給 2,000 円に引き上げた場合の経済波及効果について研究を委託しました。その結果、この 17 ページの右の表にございますけれども、最賃を時給 2,000 円に引き上げた場合には、生産誘発効果が約 6,000 億円、雇用誘発効果は 4.4 万人、家計要素の増加額が 697 億円となりました。

また、1,500 円に引き上げた場合でも、生産誘発効果が 1,600 億円、雇用誘発効果が 1.4 万人、家計消費の増加額が 191 億円となるとの試算が示されました。

最賃の引上げは、労働者にとっては生活の改善につながり、事業者にとっても消費の拡大による業績改善をもたらすものだと考えます。労使双方に利益をもたらす重要な経済政策であり、地域経済を活性し内需を拡大するうえでも、極めて重要な政策であると考えております。

ただし、最賃を引き上げるためには、中小企業が経営を圧迫されることなく、安心して賃上げを実施できるよう、中小企業支援策を抜本的に転換、拡充する必要があります。

中小企業は、厳しい経営環境の中でも、人件費の配分を重視されております。実際に、21 ページの表 5 にありますように、中小企業の労働分配率は大企業を上回っておりまして、利益を賃金として労働者に還元する努力を続けています。一方、労働分配率の高さは、賃上げに充てる余力が乏しいことも示しております。

持続的な賃上げを実現するためには、国や自治体による補助金や、社会保険料の負担の軽減などの直接支援策とともに、適正な価格転嫁や公正な取引環境の整備など、中小企業支援の抜本的な強化が不可欠です。ましてや、最低賃金を口実として、中小企業淘汰を推進しようとするということは断じて容認できないと思っております。

昨年の地賃の答申では、「最低賃金にかかわる事業者を一者たりとも取りこぼさない、賃金上昇で受ける経営期待に対する直接的な実効ある大胆な支援を必ず実行されることを政府に強く要望する」と示されました。私たちは、この立場

に立った支援策を国に求めたいと思います。

さらに地賃の答申では、「中小企業・小規模事業者を対象とした税の減免や社会保険料事業主負担分の免除・軽減等公的負担にかかわる軽減措置など賃上げ原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する」とされました。

また「業務改善助成金について、設備投資や人材育成等を伴わなくても活用できる等、要件緩和を行うこと」とし、賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設を要望したことも重要な提起であります。

厳しい生産性要件などにより、十分に活用されていない業務改善助成金を補うため、資料の 22 ページ、23 ページに入れさせていただきましたけれども、岩手県や神奈川県では、自治体独自の直接支援制度が創設をされています。国は速やかに補助金制度や社会保険料の負担の軽減など、直接的かつ総合的な支援策を早急に実施すべきであります。

中小企業は、地域経済を支えているだけではございません。町内会や自治会、体育振興会、学校の行事、地域のお祭りなど、地域のコミュニティを支える欠かすことのできない存在です。中小企業を支援し、その営業や事業活動を活性化することは、地域の自治と共同の力を高めることにつながります。

○小見賃金室長（西川）

1 分前です。

◇意見発表者 京都総評 柳生

そうした意味からも、中小企業が安心して賃上げを行い、地域で事業を継続、発展できる環境を整備することが不可欠でございます。

昨年の答申では、11 年ぶりに目安を超える答申がなされました。労働者の生活実態や地域経済の実情を踏まえてご尽力いただいたことに敬意を表します。

先週、私ども京都総評は、32 ページにあります最賃引上げの署名を、4 年連続で 1 万筆を超えて提出をさせていただきました。

今年度の審議会においても、署名に託された多くの声に応えて、中小企業支援策の充実と一体で、最賃の大幅引上げを答申されるよう、強く要望し、私の意見表明とさせていただきます。ありがとうございました。

☆岩永会長

ありがとうございました。

ただいまの意見発表について、ご質問はございませんでしょうか。

河原委員、お願いします。

☆河原委員

ご意見ありがとうございました。

2点ほど教えていただきたいんですけど、表の見方で、18ページの表1に書いてある支出の中の非消費支出は、どういった関連のものを教えていただきたいということ。それと、(20ページ)表3の見方がちょっとよくわからなくて。グラフが上にいたり、下にいたりしているのですが、京都府がマイナスで下向きになっているところは何を基準にされているのかということをお教えください。

◇意見発表者 京都総評 柳生

はい、ご質問ありがとうございます。

1点目の18ページの表1番の非消費支出に関しては、これは税や社会保険料の関係になります。見ていただければあれですけども、2023年から2025年度も、その税や社保料の本人負担が増えているということが、だいぶ示されているというふうに思います。

それと20ページの表3のグラフですけども、少し印刷の加減で見にくいのですが、棒グラフのほうが人口の増減になっております。

15歳から34歳の若年層の人口がどれだけ流出しているのかということを示しておりまして、折れ線グラフは最賃の額です。

このグラフが示していることは、最賃の金額の高さ、低さで、高い所に人口が集中をして、低い所は人口が減っているということになっていまして、それでいきますと、京都府も減っているというような形のグラフになっているところです。

これにつきましても、先ほど紹介しました静岡県立大学の中澤先生が作成したグラフでございます。

もし、きれいなものがありましたら、また印刷して委員にお渡しいたします。すみません。

☆河原委員

はい。

☆岩永会長

そのほかご質問は。

舟木委員、お願いします。

☆舟木委員

舟木です。2点、おたずねします。

1点目は、人口流出の話と少しかかわるのですけど、最近、京都でも外国人労働者が増えてきたと思います。ときどき、その外国人労働者が、仲間意識というか、集団で移動してしまう。賃金の高い所へみんなでいっぺんにいなくなってしまうみたいなことを聞いたことがあるのですけども。

京都の外国人労働者のそういう働き方、人口流出とはちょっと違うかもしれませんが、もし入っているようであれば、そのような状況がないかどうか、ちょっと教えていただければというのが1点目です。

2点目は、今日お話いただいたこととは違う話になってしまうのですけども、もし教えていただけたことがあれば教えていただきたいということですが。

年収の壁の話がよく出ていて、最低賃金が上がってしまったときに、年収の壁との関係で、収入を調整するために、特に年末、働き控えをする人がいるというのはよくある話だと思います。

それはつまり、肩代わりをする労働者の方が、その穴を埋めるために四苦八苦をして、その方に負担がいつているのかなと思うのですけども。労働者の中では、いや、それはかえって労働時間が増えるから大歓迎だよという方がカバーしているのか。そうではなくて、やはり現場では、こういう調整をすることで労働者側にもしわ寄せがいつているのかという実情を、もしご存じのことがあれば教えてください。以上です。

◇意見発表者 京都総評 柳生

はい、ありがとうございます。

1点目の外国人の流出については、申し訳ないです、明確な資料等がございませんので、お答えできない形になります。

二つ目の年収の壁の問題ですけども、やはり12月になると、もう年収の壁の関係で働けませんということで、欠員に近い状況で回しているような所が、私どもが加盟している労働組合の組織でもございまして、改めて、そもそも年収の壁自体を上げていくことが大事だなというふうに思いますし、できたら、パートタイムじゃなくて、フルタイムでちゃんと働ける、そういう社会を実現することが必要ではないかなというふうに考えております。

☆岩永会長

ほか、いかがでしょうか。何かございますか。

はい、沼田委員、お願いします。

■沼田委員

使用者側委員の沼田です。

一つ、お聞きしたいのが、18 ページですが、この表の中で、中間よりちょっと下のところ。最低生計費というのが税抜きであって、その下に、同上、税込みとありますが、これは結局、税込みで考えると、2025 年で男性では 28 万円、女性も 28 万円が必要だというふうなことでよろしいのですかね。

◇意見発表者 京都総評 柳生

はい。

■沼田委員

これがなければ、なかなか生活するのが厳しいというふうなご主張だと思うのですが、都道府県別の賃金というのがあるのはご存じでしょうか。

例えば、都道府県別賃金の男女計で、いちばん低い青森県では 26 万円という数字がありまして、この賃金よりも高い水準でというようにおっしゃられると、最低賃金をここまで引き上げるとするのは、賃金以上にということになると、なかなか難しいかなと思っておりまして、そのあたりの都道府県別賃金もご勘案いただきたいなというふうなことを思っております。

そういったことも含めて、生活をどうやって維持していくのだというようなところがあるのかなというふうに思っています。ですので、この 28 万円という数字は、なかなか厳しい数字だなというのを一つ、思っております。

それが 1 点と、もう一つは、感想めいたことになってしまうのですが、中小企業の支援をかなりおっしゃっていただいて、非常にありがたいお言葉を頂戴しているなと思っているのですけれども。

今の中小企業への支援というのは、十分でないというご主張だと理解してよろしいですか。

◇意見発表者 京都総評 柳生

そうですね、まだまだ足りない。

■沼田委員

そうすると、その状況の中で、この最低賃金を大幅に引き上げるということになると、やはり中小企業にそれだけ負担を強いるということにならざるを得ないというふうに思っておりまして、そのあたりをどうやって中小企業の。

まあ今、大企業と中小企業との二極化がかなり進んでいるというのも十分、ご

理解いただいているとは思いますが、そういったことにもなりかねないというところもありまして。

そのあたりを我々、使用者側としては、どうバランスを取って、この最低賃金を決められるかというのは非常に難しいというようなところで、これから議論を進めるのですが、そのあたりは十分ご理解をいただきたいなと思います。以上です。

☆岩永会長

他にございますか。

一点だけ私から、たぶん時間の関係で触れられなかったとは思いますが、最後のところで、発効日について言及されていますよね。ご存じのとおり、去年はちょっと、いつもと違う発効日になったのですが、もちろん先ほど触れられた年収の壁とか、そのあたりのところもちょっと関係してくると思うのですが。

この発効日につきまして、労働者からこういう声が寄せられているとか、あるいはご自身の見解とか、何かあればお聞かせいただければと思います。

◇意見発表者 京都総評 柳生

発効日の問題につきましては、使用者側委員のおっしゃるとおり、準備期間が大変だということも側面にはあると思います。

ただ、労働者の生活としましては、すでにどんどんと物価が上がっている中で、秋田などでは3月末という発効日になっていまして、実質、年間でもらうべき最低賃金の額が半年分、遅れる形になりますので、生活等に非常に大きなダメージを受けたという話も聞いております。

改めて、本来の主旨である、直ちに発効と、10月1日というところを強く求めたいという立場でございます。

☆岩永会長

ありがとうございました。

はい、そのほかよろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

◇意見発表者 京都総評 柳生

どうもありがとうございました。

☆岩永会長

それでは次の方、お願いいたします。

○小見賃金室長

発表者 3 人目は、24 ページの資料ナンバー11、京都地方労働組合総評議会女性部、事務局長の海藤さんです。

よろしくお願いします。

◇意見発表者 京都総評女性部 海藤

京都総評女性部の事務局長をしております海藤巳希子と申します。

きょうは貴重な意見表明のお時間をいただきありがとうございました。

私からは、女性にとって最低賃金の引上げがなぜ切実に求められているのか、女性労働者の実態と切実な声をもとに、最低賃金の引上げに関しまして、発言をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

女性にとっての最低賃金の引き上げは、女性の貧困の改善や男女の賃金格差を解消するためにも重要です。実態調査を紹介して述べさせていただきます。

一つ目の、はじめに、なぜ最低賃金の引上げがジェンダー課題であるかという理由を述べています。

ことは、男女雇用機会均等法施行 40 年です。女性労働者は増えてきたんですけれども、雇用における男女差別は解消されたとは言い難いです。男女の賃金格差は、男性 100 に対して、女性が 76.6 となっています。

女性労働者の多くが、医療や介護、福祉などのケア労働の職に就いております。また、公務や民間を問わず、非正規労働にも集中をしています。

先ほどの医療や介護、福祉などのケア労働や、家事などの無償のケア労働については、それ自体の評価が低いために、賃金も低く抑えられています。また、女性が賃金の低い非正規を選ばざるを得ない現状には、構造的な課題があると考えております。

二つ目に、女性労働者の現状です。女性の賃金水準は、依然として深刻であるという実態をここで述べています。

全労連女性部の女性労働者の労働実態およびジェンダー平等健康実態調査を紹介したいと思います。

調査期間は、昨年、2025 年の 4 月から 7 月まで、5 年ごとに実施をしています。主に組合員から集約をしています。

調査結果は、以下の 2 点から、低賃金と労働的な課題が浮き彫りになっています。

一つ目は、①女性労働者の年収についてです。その設問の中で、「あなたの年

収は、税金や社会保険料込みでいくらですか。複数仕事をしている人は合算してください」と。

その結果についてですけれども、年収 350 万円未満。これは、全労連女性部が生計費調査をしております、20 代単身女性の年額は 318 万円から 344 万円が必要な額ということです。年収 350 万円未満が 4 割を占めていました。

非正規雇用の中では、年収 350 万円未満は 8 割を超えるという数字が出ています。そして、非正規の 3 人に 1 人が、非正規雇用のみで生計を担っているということが明らかになりました。

京都のみの結果を抽出しまして、その結果を見ていきますと、女性労働者の 4 割を超える方が、年収 350 万円未満となっていました。年収 350 万円未満の正規労働者も約 2 割おられました。

そのうち、こちらは 20 代ではなくて 40 歳から 64 歳までの、いわゆる働き盛りの世代が 6 割以上となるといった結果になっています。

2 で、非正規に就いた主な理由を聞いております。それがジェンダーの課題として、ここでは述べています。

実態調査では、非正規に就いた主な理由の問いに対して、正規のような働き方ができないと思った。子育て、介護などのため、正規社員になりたかったが、なれなかったという回答が占めていました。

非正規労働者の 4 人に 1 人が、子育てや介護のために非正規を選ばざるを得ず、4 割が出産や育児を理由に仕事を辞めた、または退職を検討したなどの経験があります。

非正規労働が女性に広がっている理由に、ジェンダーの課題があります。長時間労働を前提とした正規雇用労働者の働き方とか、子育てや介護の社会化の遅れ。保育施設や学童施設、介護の施設等もありますが、社会化の遅れや後退を背景に、女性が非正規を選ばざるを得ない実態が示されていると思います。

柔軟な働き方ができるとか、働き方が選べるとか、そういったことが言われていますけれども、専門家は、「自ら非正規を選んでいるように見えるが、女性に低処遇の働き方を選ばせている構造がある」と指摘をしています。

3 番は、女性たちの現場の声です。

こうした調査結果は、京都の女性労働者の具体的な声にもあらわれています。これはまたお読み取りいただきたいと思いますが、アンケートの記述の中で共通している問題点を以下のようにまとめています。

一つは、低賃金による生活困難。二つ目に、人手不足による長時間労働、休憩時間の不足。3 番目に、ケア労働の低評価、社会的地位の低さです。4 番目に、年収の壁による就労調整。5 番目、非正規化による不安定な雇用。6 番目に、年金、老後の貧困リスク等です。

四角囲いのところはまたお読みいただいて。

ほかにも、食費を切り詰めて外食もできない実態ですとか、高熱費、子どもの教育費、税金が高いなど、そういった悲痛な声がありました。

以上のように、現場の声からは、物価高騰で低賃金が日々の生活を圧迫しているだけでなく、人手不足による長時間労働や休憩不足。ケア労働の低評価。年収の壁による就労調整。非正規雇用の不安定さ。さらには老後の貧困不安へとつながっている実態が明らかになりました。

四つ目に、最低賃金引上げの必要性です。

生活できる賃金が保障されていれば、食費を切り詰めたりせずに普通の暮らしができ、ダブルワークもせざるを得ない状況は改善をされます。

また、年収の壁による就労調整は、職場の人員不足を深刻化させるだけではなく、女性の経済的自立を阻む要因にもなっています。低賃金は、将来的な低年金にもつながり、女性の貧困を固定化してしまいます。

したがって女性の貧困を改善し、ジェンダー平等を実現するためには、経済的安定の最低限の基盤である最低賃金の大幅な引上げが必要だと思っています。

最後に、要求として申し上げたいと思います。

京都で普通に暮らすためには、最低でも生活費として、時間額 1,900 円以上、月額 28 万円以上が必要です。しかし、今の最低賃金の水準では、女性労働者、とりわけ非正規雇用で働く女性が自立して、安心して、働くことは困難になっています。

最低賃金を 1,500 円以上へ引き上げることは、もはや先送りできない、切実な課題と考えております。

低賃金を放置することは、女性の貧困を固定化し、男女の賃金格差を温存することにもほかなりません。

最低賃金の決定にあたり、女性労働者の実態と現場の声を正面から受け止めていただき、生活できる賃金の実現に向けて、以下の事項を強く求めたいと思います。

一つは、最低賃金を 1,500 円以上に引き上げ、京都で普通に暮らせる賃金水準を実現すること。二つ目に、非正規雇用の雇用安定化、処遇改善、均等待遇を徹底し、女性の貧困対策として、最低賃金の大幅引上げを進めること。以上を求めたいと思います。

以上をもちまして、私の意見表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

☆岩永会長

ありがとうございました。

ただいまの意見発表について、ご質問はございませんでしょうか。
舟木委員、お願いします。

☆舟木委員

舟木です。

(意見要旨の)「はじめに」のところで触れられていたケア労働の賃金の低さとか、あとは介護現場、福祉現場で人手不足に陥っている現状に対する課題などが載っています。

教えていただきたいのが、低賃金だということは、まあそうだろうなあと思いながら、最賃近傍労働者にあたるのかどうかのところがよくわからなくて。

中賃で示されている大分類で見たときの影響率で、最賃を上げたときに、これを上げなければいけないというふうになる業態の中に、影響率は、福祉分野は低く出ているように見受けられます。そのへん現場実態として、ヘルパーさんも実は最賃近傍で働いているということなのか。実態はそこまでではなくて、最賃の引上げによって、全体の賃金の底上げが必要なのだというご主張なのかというあたりを教えていただければと思います。

あと、宣伝になってしまうかもしれませんが、日弁連では、毎年一回、人権大会という大きな大会をやっています。今年はその中のシンポジウムで、ケア労働も含めてジェンダーの問題を取り上げることになっていますので、その情報を持って帰っていただいて宣伝していただければと思います。以上です。

◇意見発表者 京都総評女性部 海藤

ちょっと今、調査結果のほうの持ち合わせがないんですけれども、福祉分野、特にヘルパーさんですとか介護従事者の方ですとか、低賃金は、もう具体的に組合員さんの中でも、例えば40代、50代でも手取りが15万円ぐらいだとか、ほんとうに暮らしていけないというような実態を聞いておりますし、全体的にも低い賃金の層だというふうにも考えております。

☆岩永会長

はい、ほかに。

河原委員、お願いします。

☆河原委員

ご意見ありがとうございました。

一点、教えていただきたいのですけれども、1ページ目の2のところで調査をされているということで、対象者が7,942人。この方たちの職種というのは、全

員が福祉・介護とかになるのか、いろんな職種が混じっているのかを知りたいのです。

◇意見発表者 京都総評女性部 海藤

全体の調査結果のほうですか。四角の。すみません、質問されているところの職種は、どの、いちばん最初の調査のものですか。

☆河原委員

はい。

◇意見発表者 京都総評女性部 海藤

はい、職種は、加盟の労働組合のところの職種ですので、公務もいれば、民間ルートのケア労働の医療従事者、福祉従事者ですとか、四角のところにも書いていますが、印刷関係の従事者の方ですとか、生協の労働者の方ですとか、小売りの関係の労働者の方ですとか、いろんな職種の方がいらっしゃいます。

☆河原委員

では、介護・医療だけではなく、いろいろなご職業の方が。

◇意見発表者 京都総評女性部 海藤

はい、そうです。

☆河原委員

はい、ありがとうございます。

☆岩永会長

渡辺委員、お願いします。

☆渡辺委員

発効日の遅れの問題というのが、就労調整との関係で言われていますけれども、現場の方からどのようなご意見があるのかとか、ご提案とかがあれば詳しくお願いできますでしょうか。

◇意見発表者 京都総評女性部 海藤

年収の壁で悩みながら働いていらっしゃる方もさまざまいらっしゃいまして、時間数にしても、家庭との関係にしても、どうしても扶養の中で働かざるを得な

いという方はもちろんいらっしゃるのですけれども。その中でも、やはり生活していけないという事実はありますので、賃金が上がって就労調整をせざるを得なくなっても、人員不足で、本人も働いておられるので、同じ労働者として働かなければならないのではないかという葛藤もございますし。

あとは、社会保険の支払いに困っているという声をよく聞いています。今、税改革で、178 万円まで所得税がかからなくなったのですけれども、収入が増えたとともに社会保険料がかかって、ほんとうに働き損になってしまうような実態もありますので、そういった意味で、年収の壁とか、社会保険料の問題とか、総合的に考えて、でも、やはり暮らしていくためには賃金は引き上げてほしいという思いは一緒です。

☆岩永会長

ほか、何か質問はございますか。

櫻井委員、お願いします。

☆櫻井委員

ご説明いただきまして、ありがとうございます。

京都の回答結果が 26 ページのところに記されていまして、棒グラフの上のところなのですが。

女性労働者の 4 割超が年収 350 万円未満で、正規労働者でも約 2 割であるというふうにあります。

なので、必ずしも非正規雇用、契約だったり、アルバイトだったり、パートだったりということではなくて、正規でもこれだけ、350 万円未満の方が約 2 割いるということについての要因とかは、何かそのあたりまで調査されているのであればご教示いただけますか。

◇意見発表者 京都総評女性部 海藤

分析ではないのですけれども、調査結果のほうを見ておりましたら、だいたいの分布が医療関係と印刷関係でした。ですからやはり、経営状況の悪化等での年収が下がったというふうにもちょっと見ております。でも、それは全体としての分析ではなくて私の感想です。

☆櫻井委員

そうすると、業種とか職種、低賃金であるところに働いている方の年収が低いという。産業（？）とか、職業の影響が大きいというような。

◇意見発表者 京都総評女性部 海藤

そうですね、経営悪化とかですね。今の物価高騰ですとか、景気の状態での経営悪化で、賃金のほうが下がったということだと思います。

☆櫻井委員

わかりました。

勤続年数のデータなども取られていますか。

◇意見発表者 京都総評女性部 海藤

それは取っていますけれど、ここには持ってきてないです。

女性は、勤続年数が少ない方も多いですので、そういった数字もありますけれども。ちょっと今は持ち合わせてないです。

☆櫻井委員

わかりました。

もちろん最低賃金は重要ですし、影響率も相当、特に非正規の方は多いのかもしれないのですが、ほかにも、ジェンダー間の格差とか、さまざまな要因があるだろうというふうに思いますので、貴重な調査結果だなと思ひまして、聞かせていただきました。どうもありがとうございました。

●海藤

ありがとうございます。

☆岩永会長

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

●海藤

ありがとうございました。

○小見賃金室長

意見発表は以上となります。

ありがとうございました。

☆岩永会長

どうも、ありがとうございました。

意見発表をいただいた団体の皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

発表いただいたご意見は、今後の審議にいかしていきたいと思います。

続きまして、本日までに、京都府最低賃金の改正決定について、各団体からの要請等があれば、事務局から報告をお願いします。

○小見賃金室長

本日までに4団体から署名や要望書が提出されておりますことを、ご報告いたします。

一つ目は、ユニオンネットワーク・京都から6月24日に京都労働局長あてに、29ページの資料ナンバー12のとおり、「全国どこでも1,500円の早期実現を求める要請書名」459筆分の提出を受けました。

二つ目は、京都総評から7月22日に京都労働局長あてに、31ページの資料ナンバー13のとおり、「最低賃金を直ちに1,500円、そして2,000円以上への引上げと中小企業支援策の抜本改善を求める請願書名」、10,671筆分の提出を受けました。

三つ目は、35ページの資料ナンバー14のとおり、令和7年7月17日、一般社団法人京都府タクシー協会会長から地賃審議会会長あて「地域別最低賃金額改定を目安額審議について（要望）」と題する要望書が提出され受理しております。

四つ目は、37ページの資料ナンバー15のとおり、令和7年7月27日、京都市弁護士会長から地賃審議会会長あて「最低賃金の全国平均1500円の実現を先延ばしにすることに抗議し、2020年代との目標の堅持を求める会長声明」が提出され受理しております。

事務局からは以上です。

☆岩永会長

ただいまの署名及び要望書について、ご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

☆櫻井委員

いいですか。

☆岩永会長

はい、櫻井委員。

☆櫻井委員

一点だけですけれども、このタクシー協会のほうからの要望書というのは、ちょっと忘れてしまったのですが、今年度、提出されたのが初めてということでしょうか。昨年度も同様の要望がありましたでしょうか。

○小見賃金室長

昨年度も提出したということです。

☆櫻井委員

そうですか。では、例年出されているということですね。

○小見賃金室長

例年提出しておられるということです。

☆櫻井委員

そうですか、わかりました。ありがとうございます。

☆岩永会長

そのほか、ご質問はございませんか。

受理した署名については、そちらで閲覧できますので、審議会終了後に、必要であればご覧いただければと思います。

次の議題です。四つ目ですが、中央最低賃金審議会目安審議の状況についてです。

事務局から説明をお願いします。

○小見賃金室長

では、令和8年7月28日に、中央最低賃金審議会長から厚生労働大臣に対し、令和8年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申がなされましたので、事務局からご報告いたします。

本日、配付いたしました机上配付資料をお手元にご用意いただけますでしょうか。

机上配布資料1「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」をご用意ください。

答申書を1枚めくっていただきますと、1ページ目の1に目安額が示されております。

Aランク 54 円、Bランク 56 円、Cランク 56 円という目安が示されました。京都はBランク都道府県ですので、目安額は 56 円ということとなります。

また、この目安審議に当たっての考え方や考慮した点が、その下の２（１）に示されておりますので、読ませていただきたいと思います。

目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」で「最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき、労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配意し、最低賃金法第９条第２項の３要素を考慮した審議を行ってきた。

このように記載されております。

また、目安小委員会が配慮したとする、「日本成長戦略」を机上配付資料の２として、さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2026」を机上配付資料３として、皆様方に配付しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

事務局からの説明は、以上でございます。

☆岩永会長

ただいま事務局から報告がありました目安小委員会報告に関する説明について、ご質問等はございますか。

いかがでしょうか。

●■☆各側委員

（質疑なし）

☆岩永会長

よろしいですか。

○小見賃金室長

ご質問がございませんようですので、ただいまビデオレターの用意ができましたので、15分ほどになりますが、皆様、ご視聴いただきたいと思います。

※01：26：38～01：39：33（ビデオレター上映中）

☆岩永会長

中賃のビデオレターは、今回の目安の審議にあたって考慮した点などについて

での説明、そして最後に、目安制度の在り方に関する全員審議会で出された対応方針を踏まえた審議を行うことを要望するというようなこともおっしゃっておられたところでございます。

目安の答申及び、ただいまのビデオレターを踏まえまして、改めまして、何かご質問、ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

沼田委員、よろしくお願いいたします。

■沼田委員

今、ビデオレターも見せていただいたのですが、発効日について、何も論じられなかったように思うのですけれども。私が聞き漏らしたのかどうか。あと、そのあたりも中賃でいろいろな情報があったら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小見賃金室長

昨晚届きまして、私が聞いたところ、沼田委員が聞き漏らされたのではないと思いますので、また新しい情報が入りましたら、逐次、ご報告をさせていただきます。

☆櫻井委員

少し前に出た文書に書いてありましたよね、発効日について。

今は何もたしかにおっしゃらなかったのも、何も言及されないんだと思いましたけれど。

☆岩永会長

先ほど、いちばん最後に言っておられた、目安の制度の在り方に関する全員協議会の対応方針に記載はありましたね。

○小見賃金室長

はい、ございました。

☆岩永会長

ですので、たぶんですけど、それを踏まえた審議を行ってほしいということで、一応言及をしているという、そういう理解だろうと思います。

はい、河原委員。

☆河原委員

それは、具体的にいつ配られている、資料ナンバー何なのかというのは。

○東労働基準部長

前回、追加で机上配布させていただいた令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理についてという文書を皆様のお手元にお配りさせていただきました。

○小見賃金室長

6月23日付のものでございます。

○東労働基準部長

その中で、先ほど会長がおっしゃいました、対応方針2の(2)及び3の(4)に記載された対応方針というところに、発効日に関する記載があるかと思えます。

☆岩永会長

ですので、これから専門部会のほうで審議が予定されていると思いますけれども、委員の方々におかれましてはご参照いただいて、ご審議をいただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

■沼田委員

すみません。

☆岩永会長

沼田委員、お願いします。

■沼田委員

ちょっとやはり気になるのですけれども、発効日について。

6月23日の時点で、こういった論点と考え方の整理という中で、発効日について記載はされているのですけれども、その後、中審のほうでいろいろと目安を出される中で、一応議論をされていたと思うのですが。

結果的には、この目安を出すにあたって、発効日については何も言及されなかったということで理解すればいいのかという、そのあたりはいかがでしょうか。

○小見賃金室長

この6月23日にお示ししたものを前提として議論されたというふうにご理解をいただければと考えております。

■沼田委員

何度もすみません。

これは、論点と考え方の整理という中で前提なのかもしれませんが、その中で、今回、この目安が答申されたというふうな形だと思うのですけれども。だから、この答申の中には、そういった記載はほとんど見られないということなんですけれども。

そうしたら、一応、中央審議会のほうで、あとは議論するよというふうなことで理解すればいいということでもよろしいですか。というか、一定、中審としての方向性なりは示されなかったというふうなことでもよろしいですか。

○小見賃金室長

再度確認をして、回答するということでもよろしいでしょうか。

■沼田委員

お願いします。

○小見賃金室長

それでは、本省に確認させていただきます。

☆岩永会長

そのほかご質問、ご意見等、ございましたらお願いします。

☆櫻井委員

同じ件ですけど、よろしいですか。

☆岩永会長

はい、櫻井委員、お願いします。

☆櫻井委員

すみません。今、見つからなくて、その6月23日の資料が。

(東労働基準部長から櫻井委員へ、資料を提示されている様子)

☆櫻井委員

ごめんなさい。6月23日付の指定日発行した場合は、地賃の審議会においても、その影響がどのようなものであったかを確認する必要があるというような言及がなされていたと思うのですね。

なので、ちょっとそのあたりも含めて、具体的に、このあと専門部会が始まる中で、やはり発効日の議論というのは一つ、すごく焦点になるところだと思うので。京都の状況として、指定日発効という形で11月になったということの影響などについて、どこまで、どんなふうに把握する必要があるのかとか、一定、何か確認されている調査の結果で、国から提供されているものがあるのか、ないのかとか。その点も含めて、また改めてお教えいただけると。

○小見賃金室長

次の議題になります、最賃を取り巻く状況の中でも、若干触れさせていただきますので。

☆櫻井委員

そうですか。わかりました。

☆岩永会長

そのほかいかがですか。何かございますか。

特に無いようですので。

目安の内容を踏まえた改正額の審議は、今後、専門部会で行うこととしますので、ご承知おきください。

日程などについて、説明されるのですか。

(事務局との確認中)

☆岩永会長

それでは次の議題、5点目です。最低賃金を取り巻く状況です。

事務局から説明をお願いします。

○小見賃金室長

はい。それでは(5)最低賃金を取り巻く状況についてご説明をさせていただきます。

まず、前回、7月2日の第1回本審でご質問のございました6点につきまして、

順に回答をさせていただきます。

一つ目は門野委員から、「前回資料の 13 ページ、18 ページにある、百貨店スーパーという記載にあるスーパーは、総合スーパーのことなのか、食料品スーパーを含めた数字なのか」とのご質問をいただいております。

答えといたしましては、京都府ならびに経済産業省に確認したところ、調査対象は、従業者 50 人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパーに該当する、経済産業大臣が指定する事業所であり、スーパーについては、売場面積の 50 パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が 1,500 平方メートル以上の事業所をいう、とされているとのことでした。

よって、食料品スーパーかどうかで対象を抽出しているものではないという回答となります。

二つ目のご質問は、深沢委員から、「京都の経済動向の数字は物価動向の影響も含めた数字か。商業動態統計は金額に関して物価上昇を加味しないとしているが、これは物価上昇も含めた単純な金額なのか」とのご質問をいただいております。

こちら京都府並びに経済産業省に確認しましたところ、販売額については各事業所から報告があったものを集計しているため、京都府も、経済産業省も、物価上昇分も含まれているかどうかについては承知していないというご回答でした。

三つ目は、深沢委員から、「前回資料 41 ページの毎月勤労統計調査における労働時間のデータは、パートを切り出したデータはないか。最賃の引き上げに伴って働き控えが問題になっている中で、雇用する側からすると、人手不足の問題になり、危機感を感じている。そのデータがあれば」とのご質問と要望をいただきました。

こちらにつきまして、京都府に確認いたしましたところ、パート労働者、すなわち非正規労働者だけを切り出したデータは持ち合わせていないとのことでした。

また、最低賃金引き上げにより、非正規労働者の労働時間が何パーセント減ったという全国統計は存在しませんでした。ただ、少し前のものとはなりますが、参考となる研究論文や資料を見つけましたので、ご紹介させていただきます。

参考資料ナンバー 1 の 1 ページ、「日本における最低賃金の引き上げが雇用に与える影響」及び 16 ページの参考資料ナンバー 2 の「最低賃金労働者の属性と最低賃金引き上げの雇用への影響」がそれになります。

詳細については、後ほどご確認いただくといたしまして、若年層や女性の非正規労働者への影響が比較的大きい方で、労働時間が年間で 1 パーセントから 3

パーセント程度減少しているなど、人手不足が強い地域では、有意な減少は確認されていないなどというようなものが分析されておりますので、ご覧いただければと思います。

また、本日、30 ページに参考資料ナンバー 3 として、「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」をお付けしております。

この資料は、日本商工会議所・東京商工会議所が会員企業を対象に調査し、3,780 社の回答をもとに集計・分析したものとなります。

詳細な説明は割愛しますが、最賃を引き上げたことによる中小企業への影響、発効日が指定日発効となったことによる影響などが記載をされております。

さらに、56 ページに参考資料ナンバー 4 として「最低賃金に関する調査研究」をお付けしております。

これは、労働政策研究・研修機構が最低賃金の引上げによる企業行動の調査研究を行ったものでございまして、こちらの資料も併せてご覧ください。

質問の四つ目でございます。深沢委員から、「準備期間が主たる理由と書かれているが、京都の議論の中には問題、年内に引き上げることで働き控えが行われる準備期間におけるリスクの問題があった。中央審議会の中では、そのあたりを理由として取り上げられなかったのか、教えてほしい」とのご質問を、沼田委員からは、「年収の壁に伴う働き控えの議論は、中賃の議論を読んでも、そこは出てきていない。もし働き控えの議論が抜けているのであれば、京都労働局のほうから、その議論がどうなっているかを中賃に対してしっかりと聞いていただきたい」とのご質問をいただきました。

回答でございますが、両委員のご質問、ご意見について本省に確認しましたところ、厚生労働省のホームページでも公開されている第 3 回目安制度の在り方に関する全員協議会での議論が直近のものでございまして、年収の壁自体は発効日の後ろ倒しの際に、言及はされていますが、それ自体を議論しているものではないという回答ではございました。

また、年収の壁、働き控えについて、しっかりと議論すべきではないかというご意見は本省に伝えております。

五つ目でございます。深沢委員から「去年の専門部会のデータに、物価関連のデータが京都市しかなく、京都府のデータがない。市のデータだけだと見誤るおそれがあるので、京都府のデータがあれば出してほしい」との要望をいただいております。

総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室に確認しましたところ、京都府のデータは、残念ながら持ち合わせていないとの回答でございました。

六つ目は、門野委員からのご質問でございます。「昨年は目安プラス 1 円になって、中小等の企業に対し、政府から手厚い支援が行われるという話があったと

思うが、それについては、具体的にどのような支援策が行われて、どれくらいの影響があったのか知りたい」というご質問を頂戴しております。

お答えとしましては、政府として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度がございます。この交付金については、令和5年度から7年度までの期間について、国が示した目安の合計額を上回る引上げ額によって、最大1.3倍まで増額される仕組みとなっております。

京都府では、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した京都府中小企業賃上げ実現緊急支援事業費補助金がございます。

京都府に確認いたしましたところ、当該補助金の申請は339件、採択されたのは249件との回答でございました。ただし、具体的な金額まではちょっと回答を差し控えるということで、回答はいただいております。

以上、前回ご質問、ご要望をいただいた件に対するご回答でございました。

次に、本日ご提出した資料の説明となります。

参考資料ナンバー1から4までについては、ご回答の中で説明させていただいたとおりでございます。

81ページにあります参考資料ナンバー5の「令和8年春季各機関別賃上げ集計状況」をご覧ください。

連合、日本経団連、日経新聞、そして東京商工会議所・日本商工会議所の調査結果となります。

連合集計は、全体で5.01パーセント、300人未満で4.69パーセント、99人以下で4.27パーセントと、いずれも前年を下回っております。

日本経団連集計は、500人以上は5.46パーセントと前年を上回りますが、500人未満は4.20パーセントと前年を下回っております。

日経新聞の集計は、5.40パーセントと前年を下回っております。

次に、東京商工会議所と日本商工会議所の「中小企業の賃金改定に関する調査」では、全体と20人以下に分け、その中で正社員とそれ以外に分類をして調査しております。

全体のうち、正社員が4.01パーセント、パート・アルバイト等は昨年度の結果ですが、4.21パーセントとなっています。

同じく、20人以下の企業の賃上げ率は正社員が3.38パーセント、パート・アルバイト等は昨年度ですが、3.30パーセントとなっております。

それでは83ページ、参考資料ナンバー6の「消費者物価指数（頻繁に購入する品目類似）」及び84ページ参考資料ナンバー7の「消費者物価指数（京都市「食品」）」については、昨年度、大西稔委員から追加でご依頼のあった資料で、京都市における食料品やさまざまな日用品の消費者物価指数の対前年比が確認できるものとなっております。

こちらの資料につきましても、京都府のものはないかと、総務省統計局に確認いたしましたが、残念ながら持ち合わせていないとの回答でございました。

続きまして 85 ページ、参考資料ナンバー 8 の「賃金改定状況調査結果」をご覧ください。

こちらの資料は、毎年、中央最低賃金審議会に提供される資料で、A・B・C のランクごとに、常用労働者数が 30 人未満の企業を対象に、令和 8 年 6 月時点における賃金の改定状況に関する事項を確認することができます。

特に、第 4 表②③では、最低賃金の影響を最も受けるパートタイム労働者の賃金上昇率を確認することができます。

4 表の②と③の違いは、②は集計労働者全体を対象としているものに対し、③は令和 7 年 6 月と令和 8 年 6 月の両方に在籍していた労働者を対象としている点でございます。

なお、こちらも京都府だけの数字はないかと本省に確認したのですが、こちらも持ち合わせていないとの回答でございました。

97 ページの参考資料ナンバー 9 の「主要統計資料」および 118 ページの参考資料ナンバー 10 「委員からの追加要望資料」、これはどちらも中央最低賃金審議会に提供されました資料で、全国的な統計とはなりますが、中東情勢緊迫化による影響の調査や国の支援体制などについて記載をされていますので、審議にご活用できるものと考え、添付をさせていただきました。

146 ページの参考資料ナンバー 11 の「景気ウォッチャー調査」をご覧ください。

この調査は内閣府が実施しているもので、タクシー運転手やコンビニの店長など、景気を肌で感じる人々の意見を集計分析したもので、主に大企業の景気をあらかず日銀短観に対して、街角景気とも呼ばれているものでございます。

今回の見方を申し上げますと、「景気は、中東情勢によるマインド面の下押しを中心に、このところ持ち直しの動きに弱さがみられる。先行きについては、中東情勢による不透明感がみられる」というふうにまとめられております。

また、184 ページに参考資料ナンバー 12 として、日銀短観、正式には「管内企業短期経済観測調査結果（京都府・滋賀県）」を添付しております。

こちらの現況判断は、全産業では、「良い」が「悪い」を 18 ポイント上回っており、特に大企業の製造業については、35 ポイント上回っているというものとなっております。

この両資料を比較していただくことで、中小企業の現況判断、大企業の現況判断を比較・検討できるのかなというふうに思っております。特に、景気ウォッチャー調査の 167 ページ以降には、近畿地域の中小零細企業を経営する、または働かれている方の生の声が記載をされておりますので、審議のご参考になれば

幸いです。

事務局からの説明は、以上となります。

☆岩永会長

前回の本審で質問のありました事項についての事務局からの回答、そして審議に当たって、参考となる追加資料の説明でございました。

これらの点について、何かご質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

☆舟木委員

はい。

☆岩永会長

はい、舟木委員お願いします。

☆舟木委員

舟木です。前回もちょっと質問をさせていただいて、先ほども出た令和8年6月23日の考え方の整理のなかで、「厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする」というふうに書いてあって、それで前回、これは例年にない資料が入っているのですかとお尋ねしたところ、特にないということだったと思うのです。

今回、出されている資料を見ても、何かそういう資料は無いのかなと思って見ているのですけれど。この第4表も都道府県別のデータはないのですかと聞いて、ないですと終わっていて、やる気あるのかって、正直、思わなくもないのですけれど。

この、先ほどの6月23日付で出た考え方の整理を踏まえた厚生労働省なりに、各地域でこういうことを参考にしてくれと出して出しているデータは、あるのですか、ないのですか。

○小見賃金室長

質問したところ、データはないということでございます。

ただ、今の舟木委員の話を再度伝えまして、改めて確認をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

☆舟木委員

はい、ぜひ。

今年度、仮に間に合わないとしても、そういう声があったということで。各地域、中賃で議論していったら、都道府県別データがないということで、これを代わりにするということにつけて、厚生労働省で、このデータの集計等、第4表については個別データが少なすぎて、各地域別にやってしまうと信用性がないということなのか、何か出ないだけなのかのあたりがよくわからないので、可能な限り努力してほしいということを要望として伝えていただければと思います。

○小見賃金室長

承知いたしました。

☆岩永会長

そのほか、ご質問、ご意見、ございますか。

石垣委員、お願いします。

●石垣委員

石垣でございます。

参考資料のナンバー1や2で、最低賃金引上げ額が雇用に与える影響とか雇用への影響ということで資料をいただいているのですが、これは、元データが2000年とか、2006年、2007年ということは、20年以上前の報告で、おそらくその時代の最低賃金の引上げは、今のような30円、50円、60円というような大幅になっているときではなくて、たぶん1円、2円、3円とごちゃごちゃした時代の中での分析だと思うのです。

そうすると、ちょっと今の時代にそぐわない資料を出してもらっているように思うのですが。これをもとに、いや、そうなのかというと、ちょっと今とは違うのではないかなと。もう少し直近の、そういう論文とか分析した内容のものがあれば、そちらのほうも参考にさせてほしいなと。これだけ、20年前のものをもって、雇用にこういう影響を与えているというのは、ちょっと計り知れないなあというように思うので見ていただければと思います。

○小見賃金室長

はい、おっしゃいますとおり、これはご指摘のとおりでございますが、参考になればと思ったのですが、少し古いデータとなりました。さらに探してみますので。

●石垣委員

これをもって、こんな影響だと言われても、社会状況も変わっているのです。年収の壁の問題も今、取りざたされているし、社会保険料などもずっと引き上がってくる、もう少し前の段階の話なので、それほど収入とか家計に対しての影響という部分でも環境が違おうと思うので。ミスジャッジしてしまうと具合が悪いかなと思っています。ちょっと見ていただきたいと思います。

☆岩永会長

沼田委員、お願いします。

■沼田委員

一つ、指摘をしておきたいのですけれども、今いただいた参考資料の 107 ページをちょっとご覧いただきたいと思います。

ここで日銀の短観の状況が出ていまして、D I が出ているということでございます。このD I というのは、企業にそれぞれ景況の調査をされて、それぞれの状況がいいという回答をされた企業から、悪化しているという回答をされた企業を引いた数字が、このD I という数字になります。

これがプラスという形になると、全体的に景気はいい、それぞれの企業にとっていい状況だということで、全体を見る指標ではあるのですけれども。

日銀のほうは毎回、毎回、3月、6月、9月、12月に調査をされているということです。それを規模別に、大企業、中堅企業、中小企業ということで出されておりまして、これだけ数字を見ると、大企業も、2023年から2026年まで、かなりいい状況ですし、中小企業も最終的に2026年はプラスになっている、先行きもプラスということになっているのですけれども。

ただ、ここで皆さんに知っておいていただきたいのは、この数字は、その下にありますとおり、この大企業というのは、資本金が10億円以上、中堅企業は1億円から10億円未満。中小企業は、資本金が2000万円から1億円未満の層を対象にして、こういった数字を出されているということです。

我々の感覚では、この、資本金が2000万円以上を中小企業と言われると、あまりにも現場とかけ離れすぎているということで、日本銀行にも申し上げているのですけれども、なかなか調査をしていただけないというところです。これをもって日銀のほうで、短観の結果では景気が回復しているとか、中小企業もいい状況になりつつあると発表されるのです。

また、私のほうから、中央会で調査したデータもお渡ししたいと思いますが、決してこんなことはないということを申し上げておきたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

☆岩永会長

はい。

そのほかございますか。

では、資料についてはよろしいでしょうか。

○小見賃金室長

よろしいでしょうか。

☆岩永会長

はい、どうぞ。

○小見賃金室長

先ほどから出ております6月23日付の資料につきまして、若干、説明をさせていただきますと思います。

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理という文書につきましては、中央最低賃金審議会において、令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、令和8年度以降の審議に向けて、課題の整理と対応方針の整理を行ったものでございます。

今回のこの考え方の整理については、法的に一律の拘束力を有するものではありませんが、中央最低賃金審議会は、地方最低賃金審議会に対し、考え方の整理の2、および3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望するものとなりますということを確認させていただきたいと思います。

■沼田委員

もう一回、よろしいでしょうか。

☆岩永会長

はい、沼田委員、お願いします。

■沼田委員

これはあくまでも令和7年度の審議結果を踏まえた論点であるということで、令和8年も、中審でいろいろ議論をされているというように思うのですが、それも、令和8年度の審議会で一定の方向が出されたのかということをお聞きしたいのですが、それは出されていないということで理解すればよろしいですか。

○東労働基準部長

事務局からお答えいたします。

そこにつきましては、6月23日付の文書のいちばん最後のページ、9ページにございまして、先ほど事務局が読み上げましたところが、その5番の今後の取り組みについてというところで記載されていまして。

中央最低賃金賃議会は、地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望するところを、先ほど説明したとおりでございますので、令和8年度以降について、そういった要望をするという趣旨と理解しております。

☆岩永会長

本年度、出されております中賃の、この目安の公益委員見解のところでも、別紙の10ページのいちばん下のところでも、同じく、6月に出された対応方針を踏まえた審議を行うことを要望するというふうな記載がございますので、中賃としては、本年度は、この6月に出されたものを踏まえた審議をしていただきたいという考えだということでございます。

そのほか、いかがでしょうか。

●■☆各側委員

(発言等なし)

☆岩永会長

よろしいでしょうか。

●■☆各側委員

(発言等なし)

☆岩永会長

それでは、議題の6はその他となっております。

労使各側から、何かご意見等ございましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

●■☆各側委員

(発言等なし)

☆岩永会長

それでは、特にないようですので、今後の日程等について、事務局より説明をお願いいたします。

○小見賃金室長

この後、本日、昼をはさみまして、第1回専門部会を13時30分から、この場で開催いたしますので、時刻になりましたらご参集をお願いします。

また、第3回の本審は、専門部会の審議状況によりますので、日程が決まり次第、各委員の皆様へご連絡をさせていただきたいと思います。

事務局からは以上です。

☆岩永会長

厳しい審議日程になりますが、委員の皆様、どうぞご協力、よろしくお願いいたします。

本日の審議會は、これで終了いたします。

どうもありがとうございました。

(終了)